

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人駒澤大学は、「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条において、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校を設置し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的とする」としており、教育基本法及び学校教育法を遵守し、堅実に運営している。【資料 3-1-1】

また、寄附行為施行細則により理事会・評議員会は定期的開催され、監事による監査も確実にしている。【資料 3-1-2】

寄附行為の定めにより、理事、監事、評議員はそれぞれの役割を十分に果たしており、経営の規律と誠実性は維持されている。【資料 3-1-3】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

経営管理にかかわる意思決定機関として、学長、学部長、事務長、経営企画課長を構成員とする経営委員会が設置されており、教授会を中心とする教学部門との連携を図りながら、使命・目的の実現に向けて継続的な取り組みがなされている。【資料 3-1-4】

また、大学内の教学部門と管理運営部門の連携を図るため連絡調整会議には教授会の構成員である図書館学術情報センター長、学生サポートセンター長、教育サポートセンター長、入試広報センター長が参加し、各担当者領域において、使命と目的の実現に向けて連携を図っている。

教授会の翌日には、職員全員で構成する事務報告会を開催して教授会での審議案件の確認及び報告事項の連絡調整を行っている。

学校法人駒澤大学理事会、評議員会によって決定・承認された事項は、学校法人駒澤大学評議員である学長から本学教授会、経営委員会、拡大経営委員会、連絡調整会、事

務報告会等で通達され、本学の運営に反映されている。

一方、本学運営上の決定は、経営委員会及び拡大経営委員会で審議される。また教授会の議を経て学長が決定した重要な事項は法人本部執行理事会議を経て理事会に送られ、その審議に付される。**【資料 3-1-5】**

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令遵守

認証評価機関が定める評価基準に則った自己点検・評価を実施することで、大学の設置、運営に関連する各法令を遵守した適正な大学運営を行っている。法令遵守に関しては、経営委員会において確認するとともに、教授会と理事会においても全学的な見地からチェックしている。必要な場合は、顧問弁護士に意見を求め相談しながら、法令遵守に努めている。また、駒澤大学の内部監査室による定期監査を通してのチェック体制の強化が図られている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

北海道らしい自然豊かなキャンパスに快適かつ有意義な施設が充実し、校舎内は常に清掃が行き届いており、快適な教育研究環境が整備されている。施設の維持管理は経営企画課が所管している。学内清掃業務は外部業者に委託している。施設、設備等で修理改善等の必要がある場合は、直ちに関連業者に連絡して対応している。

人権侵害の防止対策に関しては、本学の規程の適用により適正に対応している。ハラスメントの防止の規程については、平成 23(2011)年 4 月 1 日に苫小牧駒澤大学キャンパスハラスメント防止・対策に関する規程を制定した。個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律を遵守しており、個人情報が記載された書類等は回収のうえシュレッダー処理することを徹底している。また、キャンパスハラスメント防止対策委員会が設置されており、構成員は学部長、事務長、教授会から 1 名、学生サポートセンター長、経営企画課長、専任職員 1 名の 6 名となっている。さらに、キャンパスハラスメント問題に適切に対処するためにキャンパスハラスメント相談員を数人配置した相談窓口を設けている。**【資料 3-1-6】**

安全への配慮に関しては、以下のような危機管理体制を整備している。

(1) 日常的な危機管理体制

- ① 学生全員が入学時に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」へ加入し、教育研究活動中の事故・災害に対応している。
- ② 学内の体育館及び事務室に AED を設置し、学内での急病人等の発生に対処している。また、市内総合病院との連絡体制を整えている。
- ③ 自動車で通学する学生に対して、道路交通法規・交通道徳を守り、人命の安全を守る良識ある運転者となるよう、学内で「交通安全講習会」(苫小牧警察署へ講師依頼)を実施、交通安全マナーの徹底及び啓発を行っている。

- ④入学時に学生に学生生活における必要な手続きやマナー等を記載した冊子『大学生生活ガイドブック』を配布し、起こりうる災害等について注意喚起を促している。また、学内にポスターを掲示し、必要に応じてリーフレットを配布し啓発している。
- ⑤施設内設備の整備に関し異常が発生した場合は、迅速に修理・点検の連絡体制を整えている。

(2) 警備体制

①構内警備

校舎全体の安全を確保するため、セコム株式会社（以下「セコム」）と警備契約を締結し、校舎建物の各ブロック（管理棟、研究・講義棟、旧短大棟、体育館棟、図書館学術情報センター棟、坐禅堂、大講堂、ゲストハウス）について、就業時及び休日について 24 時間警備体制を実施している。管理棟 1 階事務室内にセコム監視盤が設置され、異常を監視するシステム（防犯・火災・電気・空調・ボイラー設備・非常通報・ガス漏れ監視）が作動している。就業時間以外及び休日の異常が生じた場合は、セコムへ届けている本学緊急連絡先に通報・連絡する体制が整っている。

②夜間警備

午後 9 時から 10 時まで巡回警備員（委託）を配置し校舎内・構内を巡回後、校舎内のすべての出入り口を施錠し外部からの不法侵入に備えた防犯対策を実施している。

(3) 防火管理体制

消防計画規程に基づき、自衛消防隊組織及び火災予防組織を編成し、防災活動を実施している。消防用設備点検を年 2 回、その他設備については定期的に点検を実施し、設備保守の維持を図っている。【資料 3-1-7】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 「苫小牧駒澤大学紀要」の刊行

紀要委員会を設置し、本学における研究活動の成果の一端を「苫小牧駒澤大学紀要」として毎年 1 回以上発行し、広く学内外に公開している。本誌寄稿者は、原則本学の専任教員としているが、本学非常勤講師並びに関係者の寄稿も募り紀要委員会で編集し発行している。

(2) ウェブサイトによる情報公開

本学では教育研究活動に関する情報、広報活動に関する情報及び学内に関する情報を「Web ページの運用に関する規程」で管理運営し、ウェブサイト上で公開している。研究紀要である「苫小牧駒澤大学紀要」に関しては創刊号より全てウェブサイト上に PDF ファイルで公開し、自由に閲覧することができる。【資料 3-1-8】

(3) 財務などの経営情報公開

「私立学校法」第 47 条に基づき、財産目標、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書）、事業報告書、監査報告書を本学ウェブサイトにおいて公開している。

法人内の役員及び教職員に対しては、法人内広報誌である「駒澤大学広報」にて予算については5月号、補正予算については3月号にそれぞれ資金収支予算書・消費収支予算書を掲載している。決算については、6月号に、決算概要・資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目標を掲載し、毎年度財務情報の周知をはかる等、積極的な情報公開を行っている。

エビデンス集

- 【資料 3-1-1】 学校法人駒澤大学寄附行為 【資料 F-1】 に同じ
- 【資料 3-1-2】 学校法人駒澤大学寄附行為施行細則 【資料 F-1】 に同じ
- 【資料 3-1-3】 学校法人駒澤大学理事会規程
- 【資料 3-1-4】 経営委員会規程
- 【資料 3-1-5】 拡大経営委員会規程
- 【資料 3-1-6】 キャンパスハラスメント防止・対策に関する規程
- 【資料 3-1-7】 消防計画
- 【資料 3-1-8】 Web ページ運用に関する規程

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人の建学の精神については今後の経営状況に応じた見直しを行っていく。

学長のリーダーシップの下、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置及び運営に関連する法令を遵守するとともに、諸規程の点検・見直しに力を注いでいく。

環境保全については、施設設備の継続的な改修整備を行うとともに、必要な安全対策を実施していく。

教育情報・財務情報の公表については引き続き法人及び大学の状況がより理解しやすいものとなるよう努めていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

基準1「使命・目的等」に示したとおり、本学の教育目的は「学校法人駒澤大学寄附行為第3条」に定められている。その目的を達成するため、学校法人駒澤大学の管理運営体制は、理事会、評議員会、監事からなり、それぞれ以下のように定められている。

「学校法人駒澤大学寄附行為」に基づいて、理事会、執行理事会議、評議員会、監事がそれぞれ適切に配置され、適切な運営がなされている。とりわけ、学識と経験が豊富な理事者で構成されている理事会は、年度計画に従って定期的開催されている中で、緊急性の高い経営・教学事案に対して法人の最高意思決定機関として迅速に対応している。【資料 3-2-1】

平成25(2013)年4月1日の寄附行為改正により、関連規程の整備と事務組織体制の改編とともに、理事会機能の強化を図った。その一環として、平成27(2015)年度より法人本部より理事長付参事が本学に出向し、理事会・執行理事会議と円滑な連携、意思疎通がなされるよう体制を整えた。その結果、理事長の確たるリーダーシップの下に執行理事会議が理事会で決定した基本方針に基づき、関係機関との必要な調整を図り、日常業務の執行状況を確認している。各機関が相互にチェック機能を果たす中で、理事会は戦略的意思決定機関の役割を担っている。【資料 3-2-2】 【資料 3-2-3】

エビデンス集

【資料 3-2-1】 学校法人駒澤大学寄附行為 【資料 F-1】 に同じ

【資料 3-2-2】 学校法人駒澤大学理事会規程 【資料 3-1-3】 に同じ

【資料 3-2-3】 執行理事会議規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も理事会は、時代の変化に即応した戦略的意思決定機関であることを堅持しつつ、関係法令及び寄附行為等の規程に則った適切な運営に努め、執行理事会議との円滑な意思疎通と緊密な連携がなされるよう取り組んでいきたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

「大学が人材育成とイノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくために、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である」という趣旨の下に、学校教育法の一部改正が平成27(2015)年4月1日施行された。これを受けて本学においても直ちに教授会規程が改正され、教授会と学長の位置づけ、教授会決議における学長の役割が見直された。

これによれば、教授会は「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする」としている。「学生の入学及び卒業」「学位の授与」「教育研究の基本方針に関する事項」「教育課程及び組織の編成に関する事項」「本学の教育研究予算計画に関する事項」「学生の学業成績の認定に関する事項」「本学の教育内容、教育方針等の検証及び改善に関する事項」「教員の選考、任用、休職、退職等身分に関する事項」「兼任教員等の委嘱等に関する事項」等について、教授会においては審議事項として取り扱うが、決定権者は学長であることが明確化された。これによって教授会審議を受け、重要事項の最終決定は学長が行っている。

本学の経営管理及び運営について審議・決定する経営委員会においては、学長が議長となり必要に応じて教授会に審議事項として提案、または報告を行い、教授会下部組織となる、各種委員会においても各委員会からの要請に応じ学長は意見を述べ、大学の意思決定組織は適切に組織され、その機能性を十分に発揮している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮について、教授会における意思決定の他、前述の「経営委員会」、自己点検評価、FD・SD、個人情報保護等について審議決定を行う「拡大経営委員会」、審議決定機関ではないが、経営委員会委員と教育4役（各センター長）を構成員とする「連絡調整会議」を開催し、それぞれ学長が議長となり意思疎通を図り、学長の経営方針、教学面における運営方針が適切に各執行機関・センターに伝達できるようにしている。

また、経営事項・教学事項ともに、審議検討の必要性に応じて委員会を設置開催している。その一例としては、学長が議長となり、学部カリキュラムの改善や3大ポリシー制定等を集中審議するワーキンググループの設置である。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

現在、「学校法人駒澤大学施策体系に係る中期事業計画」〔平成27(2015)年度～平成30(2018)年度〕が策定され、これに基づき大学改革に着手している。引き続き適切な学長のリーダーシップが発揮され、中期事業計画に沿った大学改革と、教育の質保証に向けた取り組みを継続的に推進していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学は法人本部が東京都世田谷区に所在しキャンパスが北海道苫小牧市に所在する。距離的に遠く離れているが、役員職員ともに人的交流が盛んで緊密にコミュニケーションが図られている。法人諸学校担当執行理事等の役員は随時足を運び、法人企画課長が本学の事務長を務め経営に参画し、更には法人本部に戻り法人企画部長に就任する等、本学の経営状況が的確に把握できるように努めている。また、理事長付参事が本学に常駐することにより理事会・執行理事会とも綿密に連携が図れるようにしている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

大学管理運営機関については、主に本学の経営管理及び運営について審議・決定する経営委員会と各センター長で構成される「連絡調整会議」において意思の疎通を図っている。経営事項・教学事項ともに学長・経営委員会の方針、部署間で必要な調整について伝達・議論する場となっている。

また、先に述べたグループメールシステムやクラウドにより、大学当局（経営委員会）は各委員会の審議状況・交信状況、審議資料等を確認することができ、また議事録の作成状況と完成についても確認している。連絡調整会議等において全文書の確認をしており、必要性において議論に加わるなど、相互チェックとガバナンスが確実に機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事会・評議員会報告は学長が教授会でこれを行い、理事長を中心とした理事会・執行理事会のトップダウンは言うに及ばず、教学分野における重要事項等は教授会審議を経て理事会に上程されている。双方向の意思疎通を注意深く行っている。

学長・学部長・事務長・経営企画課長を構成員とする経営委員会並びに学長の諮問委員会は、学長がリーダーシップを発揮するための戦略上重要な補佐組織となっており、法人本部と十分な連携を図りながら教授会において審議・報告がなされている。学内ボトムアップについては、教学事項・管理運営事項ともに連絡調整会議において各委員会のセンター長を通して意見が集約される。本学は小規模単科大学であり、教授会に学長も出席しており、自由に発言できる環境にある。また、教授会翌日に開催される事務報告会においても各部署からの意見をくみ上げている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、理事会・執行理事会と教授会の意思決定の円滑な連携を図り、各部署で経営改善につながる提言をまとめてフィードバックすることに努める。さらに理事会の出席メンバーに大学の学部長などを加える見直しをはかり、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間の意思決定の円滑化を推進して、一方的な情報伝達とならないようにバランスの取れた大学運営に努める。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織は大学設置基準第 41 条及び第 42 条に基づいて制定された「学校法人駒澤大学事務組織規程」及び「学校法人駒澤大学事務分掌細則」に従って組織され運営されている。本学の事務組織は図 3-5-1 のとおりである。

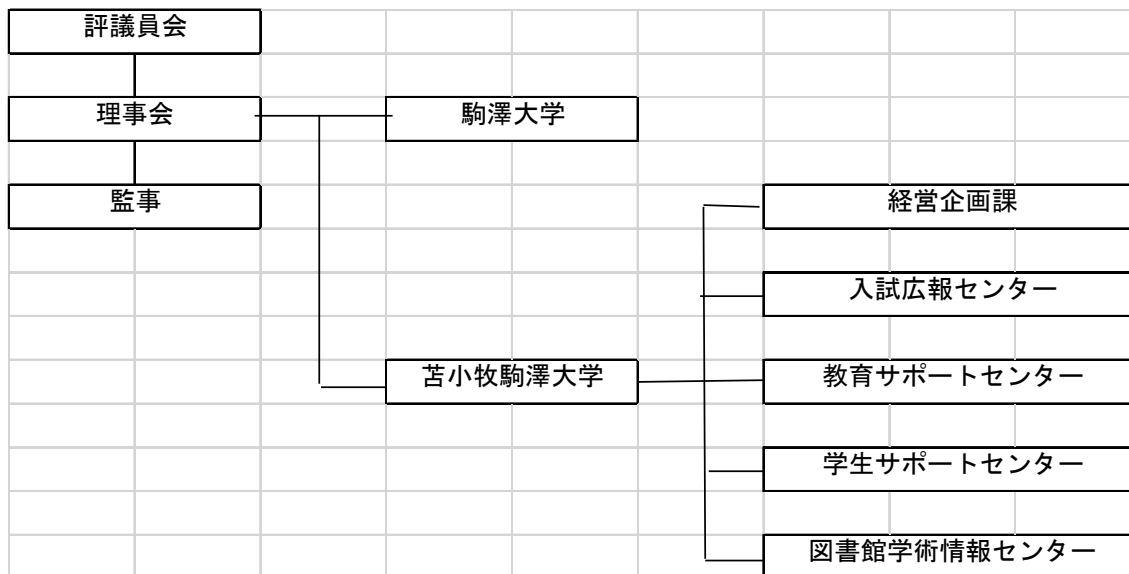


図 3-5-1、事務組織

現在事務組織は、経営企画課、入試広報センター、教育サポートセンター、学生サポートセンター、図書館学術情報センターの5つの部署を置き、教育研究を支えている。

また、事務長のほか、入試広報センター長、教育サポートセンター長、学生サポートセンター長、図書館学術情報センター長の役職が置かれ、さらに各課に課長及び課長補佐を配して所属の職員を指揮監督している。

現在、専任職員10名、任期付専任職員2名、嘱託（常勤）職員3名、嘱託（非常勤）職員（産業医・カウンセラー）2名、パート職員5名を確保し、経営企画課（5名）、入試広報センター（5名）、教育サポートセンター（3名）、学生サポートセンター（4名）、図書館学術情報センター（2名）にそれぞれ配置されている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行の管理体制は、事務組織図（表 3-5-1）に示すとおり、教学部門の教育サポートセンター、学生サポートセンター、図書館学術情報センターと、管理部門の経営企画課、入試広報センターで構成され、それぞれの業務は分掌規程に定められている。その代表者の各センター長は、教授会の構成員であり教授会との連絡調整を確実にしている。

また、学生サポートセンターでは、学生の質的变化への対応及び教育支援の相談に応じられるように、メンタルケアスタッフの充実を図っている。具体的には、学生相談室において臨床心理士（カウンセラー）が心と身体の両面の相談に応じている。さらに、学業面、生活面、友人関係、クラブ・サークル活動、資格取得などの相談にもきめ細やかな対応をしている。

事務組織と教員組織との連携に関しては、常に緊密なコミュニケーションが取れる状況の下で情報の共有化が達成されている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

平成 28(2016)年度より職員人事評価制度を導入し、本学の経営課題を意識し評価基準に沿った行動により、専任職員の能力を伸ばし育成することを目的に実施している。この制度の運用によって、組織目標の実現に向け職員がどのような使命と貢献を担うべきかを明確にし、大学が目指す方向性の浸透・共有化を図っている。人を活かすために、組織の目標を個人の目標と連動させ評価を実施することで大学の方向性の共有化を図ると同時に日常業務の目的・自分の役割や責任等を認識する契機となり、職員の充実感や一体感、モチベーションの向上等意識高揚への機運が醸成されている。【資料 3-5-3】

エビデンス集

【資料 3-5-1】 駒澤大学事務組織規程

【資料 3-5-2】 駒澤大学事務分掌細則

【資料 3-5-3】 職員人事評価規程

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

職員が大学運営に必要な知識・技能を身に付け、業務の高度化にともなう能力・資質向上のための研修計画の策定に努め、SD (Staff Development)活動を活発化させる。具体的には、部門別の内部研修の実施を積極的に推し進め、日本私立大学協会北海道支部が独自で行う各種研修会や研究協議会に参加させる機会も増やしていく。

厳しい財政状況の中ではあるが、適正な事務組織・人員配置を常に検討して、更なる効果的な業務執行体制の確立に向けた効率的な組織編制に努めていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

入学定員どおりの学生受入れができていないため、事業活動収入で最大の割合を占め

る学生生徒等納付金収入が減少した。また、収容定員人数では過半数を下回り、平成24(2012)年を最後に経常費補助金の交付を受けていない。そのため、教育研究活動に支障をきたさないよう、本法人の核である駒澤大学からの資金借り入れに頼らざるを得ない状況である。

厳しい財務運営状況であるが、中長期の事業・財務計画を策定し、収入・支出の両面から改善に向けて尽力している。経営状況の改善に向けた試みの1つとして、本来、平成30(2018)年度から2学科から1学科を廃止し、1学部1学科学部入学定員75人削減を実施予定だったものを1年前倒しし、平成29(2017)年度から実施することとした。これにより、収容定員を平成32(2020)年度において300人とする。この収容定員削減により、私学助成金の交付を確実にするとともに、必要専任教員数の削減を実現する。

なお、当初予算、補正予算編成は、手続きどおり、理事会・評議員会で審議のうえ最終的に理事会で決定されている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

会計処理は、私立学校振興助成法第14条に基づき、学校法人会計基準等の関係法令に則り、適正に処理され、計算書類が作成されている。学生数、教員数が確定した5月末に補正予算を編成し、更に予算との差異が生じた場合に10月に再度補正予算を編成し、概ね予算どおりに執行、決算されている。

監査法人は、各種書類のチェック等を通じて、適正に会計監査が行われている。監査法人からの勘定科目の修正などの指摘には真摯に対応し、監事における監査も適正に行われている。

平成23(2011)年度からの物品等の発注・契約の役務を担う調達部会が発足し、支出の削減・見直しを強化したことで、経費の支出を抑制することにつながっている。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

現状を打開するために、平成25(2013)年度に2学科のうち1学科を改組し、キャリア創造学科を設置、収容定員人数を75名ずつの計150名とした。また、収容定員人数の過半数を下回る年度が続くため、国際文化学科の募集を停止し、キャリア創造学科の1学部1学科にすることで、将来の私学助成金の交付を確実にする。在籍学生数を維持していくため、担任制など学生サービスの向上を図り、中途退学者や除籍者を減らすよう学生の修学相談や奨学金制度紹介に継続的に取り組んでいく。

経費についても教育研究活動に支障のない範囲で更なる見直しを図り、その削減に努めていく。

また、学校法人と密接な連携を図りながら運営体制を強化し、危機感を共有して点検・改革を進め、学部の改組、または設置形態の変更に限り法人と連携を図りながら検討する。

施設設備利用料収入については、授業や課外活動に支障のない範囲で更なる地域への施設貸し出しを促進し、本学に関わる宣伝効果を見込むとともに、収入の増加を図る。

大学の財政基盤を確立し、安定的、継続的に教育活動を行っていくためには、入学定員、収容定員を充足していくことが最重要課題である。

また、本学単独でも健全財政となるよう学校法人与密接な連携を図りながら運営体制を強化し、長期的な経営改善計画案を策定し、危機感を共有して点検・改革を進める。

受託研究及び競争的資金（科学研究費補助金、特別補助、GP 等）の獲得については、組織的な支援体制を構築し、申請件数・採択件数を増加させるよう努力する。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学の予算については、各課が個別に前年度実績や法人からの予算編成方針に沿って、積算し、予算編成を行っている。各課から提出された予算は、経営企画課が前年度決算額や当該年度の執行状況を考慮して予算を作成し、本学経営委員会で審議決定がされた後、法人理事会で承認され、決定される。

予算の執行については、各課担当者が支払指令書を作成、支払指令に基づく資料（請求書、納品書など）を添付し、主管、所属長で確認する。その後、経理グループで支払指令書の金額、勘定科目、添付書類を確認し、その上で経営企画課長以上の執行責任者が再度確認し決裁が行われる。決裁後、予算執行が行われる。そして、金額の大きなものは調達部会で検討する。事務長、または経営委員会による調達決裁後、通常の予算執行と同じ手続きが行われる。

予算外項目の執行については、原則として認められないが、やむをえない事情があると判断された場合は、稟議書を作成し、決裁後、予算執行が行われる。その時は補正予算などで予算額を修正し、適宜対応している。

本学での会計処理を行う上で、勘定科目など判断の難しい事例等が生じた時は、法人財務部職員に確認し、その都度対応している。さらには公認会計士の指導・助言のもと、学校法人会計基準に即した会計処理を行っている。

会計処理については、学校法人会計基準等の会計指針、関連規程に基づき、適正に会計処理を行っている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の監査は、年2回実施される公認会計士による会計監査、数年に1回実施される内部監査が行われている。

会計監査は、年2回外部監査人の公認会計士が本学を訪れ、総勘定元帳や支払指令書、入金報告書、それらに添付されている帳票書類の照合、計算書類の照合等を行い、学校法人会計基準及び関連規程に準拠した会計処理が適切であるかどうかの観点から厳密に実施されている。公認会計士による指摘があった場合は、関係部署に周知を図り、適宜対応している。

内部監査は、「学校法人駒澤大学内部監査規程」に基づき、数年に1回実施されている。法人の内部監査室の室長及び室員により、法人の経営方針に基づき、適正かつ効率的に実務が遂行されているか、書類監査あるいは実地監査により精査、検証が行われている。

会計監査については、外部監査人の公認会計士による適正な監査が行われ、本学の会計処理が適正であることが客観的に確認されている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理に関しては、これまで以上に会計知識の向上をはかるとともに、公認会計士との連携を密にすることでより適正な会計処理の実施を図っていく。

会計監査に関しては、今後も適切な処理がなされるよう継続的に努力していく。

【基準3の自己評価】

基準3に係る経営の規律と誠実性、理事会の機能、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ、コミュニケーションとガバナンス、業務執行体制の機能性、会計処理の適正な実施、会計監査の体制整備と厳正な実施については、組織全体が連携のうえ、効果的に機能している。

ただし財務基盤と収支、安定した財務基盤の確立について、事業活動収入、特に学生生徒等納付金収入を増加させるために、入学学生の確保に全力を注がなくてはならない。

以上のことから基準3を満たしている。